

こっちゃけ交流カフェ開催事業業務委託 企画提案競技審査委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、こっちゃけ交流カフェ開催事業業務委託企画提案競技審査委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、こっちゃけ交流カフェ開催事業業務委託に関する企画提案内容の審査及び委託候補者の選定に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課長
- (2) 移住・定住促進課長が必要と認める者

2 委員会には委員長を置き、委員長には移住・定住促進課長が就任する。

(運営)

第4条 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

2 委員会の事務局は秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課に置く。

(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議は、非公開とする。

(選考)

第6条 選考は、第7条に定める評価項目について、企画提案書による書類審査及びプレゼンテーションにより、実施する。なお、必要に応じて、書類審査のみとすることができる。

(評価項目)

第7条 評価項目は次のとおりとする。

- (1) 事業実施の方向性・実施体制
- (2) 事業の有効性
- (3) 事業の実現性
- (4) 情報発信・参加者確保の具体性
- (5) 経費の妥当性
- (6) 総合評価
- (7) その他（賃金水準の向上、助成の活躍推進）

(委託候補者の決定方法)

第8条 委託候補者は、企画提案書による書類審査及びプレゼンテーションによる審査結果に基づき、審査委員の協議により選出された第1順位者とする。ただし、提案された内容が、業務の目的を達成するために十分な水準に達していないと判断された場合は、委託候補者を選定しないことができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年6月24日から施行する。